# 高松市自治基本条例素案 平成21年4月28日現在

目次

前文

第1章 総則

第2章 市民・議会・執行機関の役割と責務

第1節 市民

第2節 議会

第3節 執行機関等

第3章 自治運営

第1節 基本原則に基づく諸制度

第1款 情報共有

第2款 市民参画

第3款 協働

第2節 市政運営の諸制度

第4章 連携と協力,条例の見直し等

附則

第1章 総則

(目的)

第〇条 この条例は、本市における自治の基本理念および自治運営の基本原則を明らかにするとともに、市民、議会および執行機関の役割および責務ならびに参画と協働による自治運営の基本的事項を定めることにより、市民自治を確立し、自立した自治体にふさわしい自治の実現を図ることを目的とする。(定義)

### 第○条

(条例の位置付け)

- 第○条 この条例は,本市の自治の基本を定めるものであり,市民および市は, この条例の趣旨を最大限に尊重しなくてはならない。
  - 2 市は、他の条例、規則等の制定および改廃ならびに解釈および運用また

は計画等の策定および変更に当たっては、この条例との整合を図らなければ ならない。

(基本理念)

- 第○条 市民および市は、次に掲げることを、自治の基本理念とする。
  - (1) 自治の主権者は、市民であること。
  - (2) 主権者である市民の信託に基づく市は,個人の尊厳と自由が尊重され,かつ,公正で開かれた市民主体の市政を推進すること。
  - (3) 地域の特性および独自性を尊重した住民によるまちづくりを推進すること。

(自治の基本原則)

- 第○条 市民および市は、次に掲げる基本原則にのっとり、自治運営を行うものとする。
  - (1) 情報共有の原則 市政に関する情報を共有すること。
  - (2) 市民<mark>参画</mark>の原則 市民の<mark>参画</mark>の下で**市政**の運営が行われること。
  - (3) 協働の原則 協働して公共的課題の解決に当たること。

第2章 市民・議会・執行機関の役割と責務

第1節 市民

(市民参画の権利)

- 第○条 市民は、<u>地域のまちづくりや市政</u>に参画する権利を有する。
- 2 市民は、人種、信条、性別、年齢および社会的・身体的状況等にかかわらず、平等な立場で、**地域のまちづくりや市政**に参画することができる。
- 3 市民は、自主性および自立性が尊重されるとともに、参画しないことによって不利益な扱いを受けない。

(市民の知る権利)

第○条 市民は、市政に関する情報について、知る権利を有する。

(市民の役割と責務)

- 第〇条 市民は、自治の主体として、身近な地域および市政に対する関心を持ち、互いの自由と人格を尊重し、地域社会の活性化および課題の解決に主体的に取り組むものとする。
- 2 市民は、地域のまちづくりや市政への参画の機会を積極的に活用するよう

努めるとともに、<mark>参画</mark>に当たっては、公共的な視点に立って、自らの発言と 行動に責任を持たなければならない。

第2節 議会

第3節 執行機関等

(市長の役割と責務)

- 第〇条 市長は、市の代表者として、市民の信託にこたえ、市政全体の総合的 な調整その他の権限を適正に行使し、誠実かつ公正に市政運営を行わなけれ ばならない。
- 2 市長は、第○条に掲げる自治の基本理念に基づき、自治の推進および市民の福祉の向上に必要な施策を講じなければならない。

(執行機関の役割と責務)

- 第〇条 執行機関は、その権限に属する事務を誠実かつ公正に執行するととも に、執行機関相互の連携を図りながら、一体として行政機能を発揮しなけれ ばならない。
- 2 執行機関は、市民と市との協働による地域のまちづくりを推進するとともに、市政の課題に的確に対処するため、職員の育成を図るものとする。

(職員の責務)

- 第〇条 職員は、市民全体のために働く者として、法令、条例、規則等を遵守 するとともに、誠実、公正かつ効率的に職務を遂行しなければならない。
- 2 職員は、職務に必要な専門的知識の習得および能力向上に努めなければな らない。
- 3 職員は、市民と市との協働による<u>地域のまちづくり</u>の推進に努めるものと する。

第3章 自治運営

第1節 基本原則に基づく諸制度

第1款 情報共有

(情報の共有)

第〇条 市は、市政に関する情報を積極的に、分かりやすく、かつ、適時に市 民に提供し、市民との情報共有に努めなければならない。 2 執行機関は、市民参画および協働の実効性を確保するため、市民との情報の共有に係る手法の整備を図らなければならない。

(情報公開)

第〇条 市は、市民の知る権利を保障し、市の諸活動を市民に説明する責務が 全うされるよう、別に条例で定めるところにより、市の保有する情報を原則 として公開しなければならない。

(個人情報の保護)

第〇条 市は、個人の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、市の保有する個人情報を適正に取り扱うとともに、個人情報の開示、訂正等を請求する市民の権利について、適切な措置を講じなければならない。

第2款 市民参画

(市政への市民<mark>参画</mark>の推進)

第〇条 市は、市民が<u>市政</u>に参画できる多様な機会を整備するとともに、市の 執行機関における政策の立案、実施および評価の各段階において、<u>市政</u>への 市民参画の推進に努めなければならない。

(パブリックコメント手続)

- 第○条 執行機関は、重要な政策等の策定に当たっては、事前にその案を公表 して市民から意見を募る手続(次項において「パブリックコメント手続」と いう。)を行うものとする。
- 2 執行機関は、パブリックコメント手続により提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を公表するものとする。

(附属機関等の委員の公募)

第○条 執行機関は、附属機関等について、その委員を公募することにより、 市民の参画を推進するものとする。

(住民投票)

- 第○条 市長は、市政に関し特に重要な事案について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができる。
- 2 住民投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項は、事案ごとに条例で定める。
- 3 市は、住民投票の結果を尊重するものとする。

第3款 協働

(協働の推進)

- 第〇条 市民および市は、それぞれの特性を理解し、互いに尊重し合い、協働 して地域のまちづくりに取り組むものとする。
- 2 市は、公共的課題の解決や公共的サービスの提供等について、多様な主体がその担い手となれるよう、仕組みを整備するものとする。この場合において、当該仕組みの整備が、多様な主体の自主性および自立性を損なうものであってはならない。
- 3 執行機関は、協働を推進するため、必要な情報の収集および提供、交流の支援、相談ならびに研修等を行う場および機会の確保に努めるものとする。 (市民による地域のまちづくりの推進)
- 第〇条 市民は、自らが地域の自治の担い手であるとの認識の下、主体的に<u>地</u> 域のまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、地域の課題の解決に向けて 行動するよう努めるものとする。
- 2 市民は、<u>地域のまちづくり</u>に取り組む団体が行う活動の重要性を認識し、 自らその活動に<u>参加</u>、協力するよう努めるものとする。

(地域コミュニティ協議会)

- 第〇条 市民は、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、そこに住む あらゆる人が自由に参加でき、地縁団体や市民活動団体などとともに身近に 地域の課題を話し合い、解決できる組織として、地域コミュニティ協議会を 設置することができる。
- 2 地域コミュニティ協議会は、自らの活動に責任を持って自主的かつ自立的 な活動を行うものとする。
- 3 市は、地域コミュニティ協議会の活動を尊重するとともに、その活動に対して適切な支援を行うものとする。

(市民活動団体)

第〇条 市は、自発的かつ主体的に行われる非営利の活動で、不特定かつ多数 のものの利益の増進に寄与することを目的とする市民活動団体の活動を尊重 するとともに、市民活動団体に対して適切な支援を行うものとする。

第2節 市政運営の諸制度

(総合計画)

- 第〇条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定する ものとする。
- 2 執行機関は、総合計画の策定に当たっては、市民参画の機会を確保するものとする。
- 3 執行機関は、総合計画を効果的かつ着実に推進するため、定期的にその進 捗状況を市民に公表するなど、透明性を確保しながら適切に進行管理を行う ものとする。

(財政運営)

- 第〇条 市は、長期的な視点から財政収支を十分考慮した予算編成に努め、健 全な財政運営を行わなければならない。
- 2 市長は、毎年度の予算および決算その他市の財政状況に関する情報を市民に、より分かりやすく公表しなければならない。
- 3 執行機関は、出資法人(市が資本金、出資金その他これらに準ずるものの 2分の1以上を出資している法人をいう。)に対し、その運営が健全に維持さ れるよう、適切な指導等を行うものとする。

(説明責任)

第○条 執行機関は、市政に関する施策について、その立案、実施および評価 の各過程において、市民に、より分かりやすく説明しなければならない。

(要望等への対応)

第〇条 執行機関は、市民の市政に関する意見、要望、苦情等に対し、速やか に事実関係を調査し、誠実に対応するよう努めなければならない。

(行政手続)

第〇条 執行機関は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市 民の権利利益の保護に資するため、別に条例で定めるところにより、行政手 続を適正に行うものとする。

(行政評価)

第〇条 執行機関は、施策、事業等の成果を市民に明らかにし、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、行政評価を実施するものとする。この場合において、執行機関は、市民の視点に立った外部評価を取り入れるものとする。

2 執行機関は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、施 策、事業等に適切に反映するよう努めるものとする。

(外部監査)

第〇条 市長は、適正で効果的な市政運営を確保するため、地方自治法(昭和 22年法律第67号)に基づき、外部監査人と外部監査契約を締結し、外部 監査を実施するものとする。

(公益通報)

第〇条 市長は、市政の適法かつ公正な運営を確保するため、市政運営に係る 違法な行為について職員等から行われる通報を受ける体制を整備するととも に、通報を行った職員等が、通報により不利益を受けないよう必要な措置を 講ずるものとする。

(政策法務)

第〇条 市長は、自主的で質の高い政策を実行するため、自ら責任をもって法 令を解釈し、条例、規則等の整備を積極的に行うものとする。

(行政組織の編成)

第〇条 執行機関は、市民に分かりやすく、機動的かつ効率的な市政運営が可能となるよう組織編成を行うとともに、組織の横断的な調整を図らなければならない。

(危機管理体制の整備等)

- 第〇条 市は、災害等の緊急時において、市民の身体、生命、財産の安全性が 確保できるよう、危機管理体制の整備を図るものとする。
- 2 市は、災害等の緊急時においては、その対策に必要な財政措置を速やかに 講ずるものとする。

第4章 連携と協力,条例の見直し等

(国および他の地方公共団体との連携および協力)

第〇条 市は、国および他の地方公共団体と連携を図り、共通する課題を解決 するため協力するよう努めなければならない。

(条例の検証)

第〇条 市は、この条例に沿った自治の進捗状況を把握・検証するため、検討 委員会等の附属機関を置く。 (条例の見直し)

第〇条 市は、4年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討を加 え、その結果に基づいて見直しを行う等の必要な措置を講ずるものとする。 附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。

### 【論点】

### I 基本原則が及ぶ領域について

### <現状>

#### 1 条文素案

(自治の基本原則)

- 第○条 市民および市は、次に掲げる基本原則にのっとり、自治運営を行うものとする。
  - (1) 情報共有の原則 市政に関する情報を共有すること。
  - (2) 市民参画の原則 市民の参画の下で市政の運営が行われること。
  - (3) 協働の原則 協働して公共的課題の解決に当たること。
  - 2 基本原則が及ぶ領域

	市政	地域のまちづくり
情報共有	0	×
市民参画	0	$\times$ $\rightarrow$ $\bigcirc$
協働	$\triangle \rightarrow \bigcirc$	0

## く考え方の整理>

### 1 条文素案(修正案)

(自治の基本原則)

- 第○条 市民および市は、次に掲げる基本原則にのっとり、自治運営を行うものとする。
  - (1) 情報共有の原則 市政に関する情報を共有すること。
  - (2) 市民参画の原則 市民の参画の下で市政や地域のまちづくりの運営が 行われること。
  - (3) 協働の原則 協働して公共的課題の解決に当たること。

# 2 情報共有の原則

「市政」に関する情報を共有する。

# 3 市民参画の原則

「市政」と「地域のまちづくり」への市民参画とする。

## 4 協働の原則

「市政」と「地域のまちづくり」に協働して取り組む。

## Ⅱ 領域の表現について

1 地域のまちづくり

# 2 定義の必要性

## 【条例素案(修正案)】

## 市民の役割と青務 (修正案)

(市民の役割と責務)

- 第〇条 市民は、自治の主体として、身近な地域および市政に対する関心を 持ち、互いの自由と人格を尊重し、地域社会の活性化および課題の解決に 主体的に取り組むものとする。
- 2 市民は、地域のまちづくりや市政への参画の機会を積極的に活用するよう努めるとともに、参画に当たっては、公共的な視点に立って、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。
- 3 市民は、市が提供するサービスの享受に当たっては、応分の負担を負わ

なければならない。

## 説明責任および応答責任(修正案)

## (説明責任および応答責任)

第○条 執行機関は、市政に関する施策について、その立案、実施および評価の各過程において、市民に、より分かりやすく説明しなければならない。

#### (要望等への対応)

#### 笠○冬

2 執行機関は、市民の市政に関する意見、要望、苦情等に対し、速やかに 事実関係を調査し、誠実に対応するよう努めなければならない。